

令和5年4月11日

保護者様

加古川市立上荘小学校
校長 須藤 長之輔

非常時の児童に対する措置の基準について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育にご理解・ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、加古川市の基準により、学校では下記のように対応致しますので、ご家庭におかれましてもご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報が出された場合

午前7時の時点で、「兵庫県全域」「兵庫県南部」または「加古川市」に出された場合、臨時休業とします。
(学校から連絡はしません。テレビ・ラジオ等で午前7時の警報の有無を確認して下さい。)

2 地震(震度5弱以上)が発生した場合

(1) 登校前に「加古川市」で発生した場合

臨時休業とします。

(2) 登下校中に「加古川市」で発生した場合

原則として登校しますが、通学路や学校の状況等を考慮した上で、学校から適宜スクリレで連絡します。
下校中に発生した場合、児童の安全確認を行います。

3 「兵庫県」に竜巻注意情報が出された場合

登校前に出された場合は、自宅待機とし、解除されてから登校します。
(解除情報は流れないので、学校から適宜スクリレで連絡します)

4 「兵庫県」にJアラート等を通じて緊急情報が発信された場合

登校前に出された場合は、自宅待機とし、家庭内で安全確保を行います。その後、行政からの情報により安全が確認されたら登校します。

※ 児童が学校にいる時の上記1~4への対応

時刻、気象条件、通学路の状況、学校の状況等を考慮した上で、必要に応じて保護者の皆様と連携をとりながら、適切に対処いたします。